

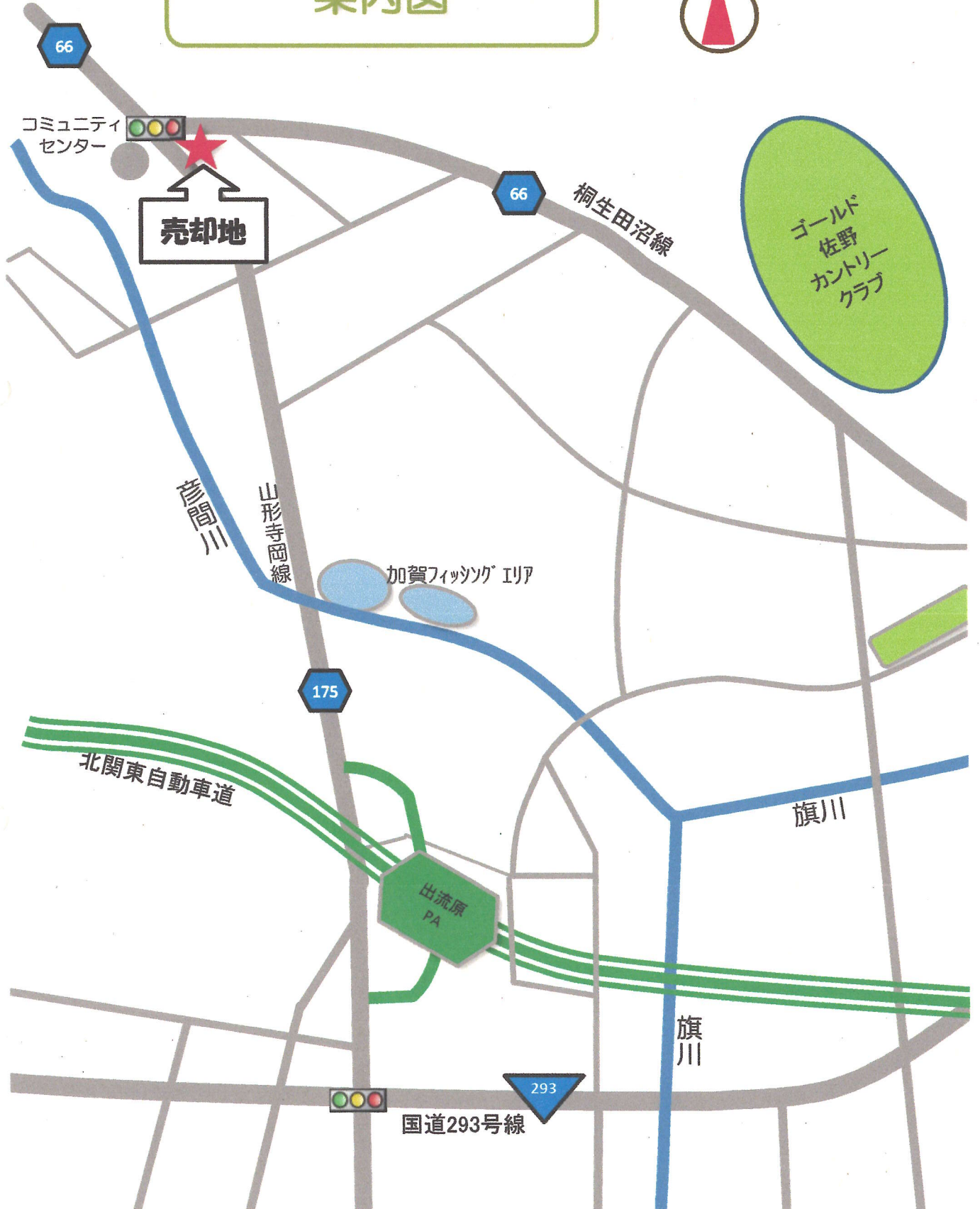
物件番号	6
------	---

物件調書

令和5(2023)年11月作成

所在地	佐野市山形町字番場759番4		最低売却価格	2,858,000円	
地積	357.19㎡	地目	宅地	形状	不整形
道路幅員及び び界面状況	西側：幅員約9.0mの舗装市道8053号線				
法令等に基づく 制限	都市計画区域	都市計画区域外			
	用途地域	なし	特別用途地区	なし	
	建ぺい率	なし	容積率	なし	
	高度地区	なし	防火地域	なし	
	日影規制	なし	その他の規制	なし	
私道の負担等	負担の有無	無	負担等の内容	-	
供給施設 状況	電気	有	東京電力エナジーパートナー(株) カスタマーセンター		0120-995-113
	上水道	有	佐野市 上下水道局 水道課		0283-22-1696
	下水道	無	佐野市 上下水道局 下水道課		0283-23-1120
	都市ガス	無			
交通機関	東武佐野線「田沼」駅から北西方約4.9km				
公共機関	市立あそ野学園義務 教育学校	約4.2km	佐野市民病院	約4.9km	
	田沼行政センター	約4.0km	新合郵便局	約2.4km	
	佐野市役所	約10.6km	市立田沼図書館	約4.0km	
	ベルク佐野田沼店	約4.3km			
近隣の状況	近隣地域は佐野市街地中心部北西方の郊外に位置し、主要地方道桐生田沼線と県道山形寺岡線とに挟まれた行止り市道沿いの地域である。				
特記事項	<ul style="list-style-type: none">・令和4(2022)年3月まで駐在所敷地として使用していた。・敷地は現状有姿での引渡しとなるため、引渡し後の一切の費用は購入者負担とする。・土壌汚染及び地下埋設物に関する専門的な調査は行っていない。・上水道の使用については口径20mmが休止扱いのため開始届が必要であり、手続きに要する費用については購入者負担となる。・東側、南側及び北側隣接地と当該隣接地の地盤に高低差があるため土留コンクリートが残置されている。・敷地の西側が界面する市道8053号線にはガードレールが設置されており、対象物件への出入り可能な幅は、西側中央部分の約13mである。				

案内図



表題部 (土地の表示)		調製	平成16年8月30日	不動産番号	0627000310839
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所在	安蘇郡田沼町大字山形字番場			余白	
	佐野市山形町字番場			平成17年2月28日変更 平成17年4月18日登記	
①地番	②地目	③地積 m ²		原因及びその日付【登記の日付】	
759番4	宅地	98 28		759番1から分筆 【昭和63年10月7日】	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成16年8月30日	
余白	余白	358 56		③760番7、760番8、764番3、766番7、766番13を合筆 【令和5年10月6日】	
余白	余白	357 19		③錯誤 【令和5年10月6日】	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	大正6年5月4日 第2036号	原因 大正6年5月1日売買 所有者 安蘇郡田沼町大字多田914番地 藤田キミ 順位2番の登記を移記
1 付記1号	買戻特約	大正6年5月4日 第2036号	原因 大正6年5月1日特約 売買代金 原価 期間 大正9年4月30日限りの内最終の月の1ヶ月内 買戻権者 安蘇郡田沼町大字山形792番地 杉井與平 順位2番付記1号の登記を移記
2	所有権移転	大正15年8月26日 第678号	原因 大正14年1月28日家督相続 所有者 安蘇郡田沼町大字多田914番地 藤田セイ 順位3番の登記を移記
3	所有権移転	大正15年8月26日 第679号	原因 大正15年8月26日売買 所有者 安蘇郡田沼町大字多田79番地 藤田マン 順位4番の登記を移記
4	所有権移転	大正15年10月21日 第800号	原因 大正15年10月21日売買 所有者 安蘇郡田沼町大字多田914番地 藤田セイ 順位5番の登記を移記
5	所有権移転	昭和11年11月6日 第694号	原因 昭和11年11月6日売買 所有者 安蘇郡田沼町大字戸奈良1031番地 金子伍市 順位6番の登記を移記

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
6	所有権移転	昭和35年4月19日 第97号	原因 昭和35年4月19日贈与 所有者 安蘇郡田沼町大字山形761番地 金子 富五郎 順位7番の登記を移記
7	所有権移転	昭和63年10月11日 第12454号	原因 昭和63年10月4日売買 所有者 栃木 県 順位8番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成16年8月30日
8	1番付記1号買戻権抹消	令和5年9月22日 第13732号	原因 不動産登記法第69条の2の規定による 抹消
9	合併による所有権登記	令和5年9月28日 第14055号	所有者 栃木 県



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和5年10月12日
宇都宮地方方法務局足利支局

登記官

須藤 和江



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D28085 (1/1)

2/2

物 件 写 真



対象物件の南西側から北東方を見て撮影



対象物件の北西側から南東方を見て撮影